

JETRO 日本にしながら、世界のバイヤーと商談できます！

2026年度 ジェトロ食品輸出商談会（東京）

ジェトロは、11月12日および13日の2日間、日本産農水産物・食品の調達に高い関心を持つ17社のバイヤーを世界17カ国から招き、食品輸出商談会を開催します。ぜひこの機会に海外バイヤーとの輸出商談会にご参加ください。

- 日時：**2026年 11月12日(木)、13日(金)** 10:00～17:20（予定）
- 場所：ジェトロ本部5階 JETRO HALL
- 参加バイヤー：[海外バイヤー一覧](#)
- 募集定員：**450**社（商談会の参加可否はバイヤーの選定結果をもとにジェトロで決定）
- 参加費：**無料**（資料、サンプル等、商談会参加に必要な諸費用は自己負担）
- 主催：日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 対象品目：日本産農水産物、食品全般
- 商談形式：
 - ・ 事業者様と海外バイヤーの双方が商談を希望された場合に、商談を設定する「**事前マッチング形式**」となります。希望する全バイヤーと商談が行えるわけではありません。
 - ・ 商談が成立した事業者様は、ジェトロ商談会場内の**バイヤーブース**で商談いただきます。
 - ・ バイヤーにサンプルを試食・試飲いただきながら商談いただけます。
 - ・ 日本語を話さない海外バイヤーとの商談には、**ジェトロが通訳を無料で手配**します。
 - ・ 商談時間は1回35分、着席形式です。

申込方法

※お申込完了にはSTEP1・2の両方が必要です

STEP1

- ・ イベント申込 ([こちら](#))
- ・ **7/27(月) 23:59**

STEP2

- ・ 商品情報登録 (Japan Street)
- ・ **7/30(木) 12:00 正午 締切**

- ・ バイヤーによる商談先選定

10月上旬

- ・ マッチング結果通知



■バイヤーが調達を希望している主な商品例

調味料

醤油、味噌、とんかつソース、
サラダドレッシング等

飲料

茶・抹茶等

酒類

日本酒、ビール、ウイスキー、
焼酎、果実酒等

菓子類

クッキー、和菓子、チョコレート等

米・麺類

ラーメン、蕎麦、うどん、
インスタントラーメン等

冷凍食品

ケーキ類、麺類、惣菜等

魚介類

寿司用の魚介類等

応募条件、留意事項、免責規程を必ずご一読・ご確認のうえお申込みください。

<応募条件> 次に挙げる条件を全て満たしている必要があります。

- ① 日本産農水産品・食品の輸出に意欲のある農林漁業者、農業法人、食品加工業者、流通（輸出）事業者等であること。
- ② 日本産の農林水産物（生鮮品）、または日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であること。100%他国産原材料の商品の商談は認めない。
- ③ 企業情報・商品情報につき、英語欄を含めて全て入力し、提出できること。
- ④ 商談において必要な取引条件等を事前に確認し、輸出可能な商品の提案と必要書類等の準備ができること。

<参考動画・資料>

- ✓ [日本からの輸出に関する制度、動画で見る！農林水産物・食品の輸出](#)：価格、商流、物流、決済方法等を含む取引条件の検討、価格表等を含む商品説明資料等の作成、具体的なビジネスの提案方法等、輸出に関するテーマ別動画リスト
- ✓ [各国・地域基本情報と現地輸入規制および留意点](#)：商談を希望するバイヤーの国・地域の情報と輸入規制等に自社製品が適合しているかを確認
- ✓ [【輸出初心者必見】輸出ビジネスを始める前に！](#)：輸出経験がない輸出ビギナー向け動画

- ⑤ ジェトロが商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。

<留意事項>

- ① 商談会は事前予約制です。申込締切日までにすべての申し込み手続きが完了していない（書類不備等を含む）場合はご参加いただくことはできませんのでご注意ください。
- ② バイヤーの選定結果を踏まえて商談を組むため、ご希望のバイヤーと必ず商談ができるとは限りません。
- ③ 本案内に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- ④ 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし、本商談会へのご参加をお断りします。
- ⑤ 参加申し込みをした企業およびその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、商談会に参加することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、参加をお断りする場合があります。
- ⑥ 参加申込時に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、ジェトロはその内容によっては変更に応じられない場合がございます。
- ⑦ バイヤー側の都合により商談がキャンセル・日時変更になる可能性がございます。
- ⑧ 相応の理由なしに参加をキャンセルされた場合や、アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- ⑨ 商社等を介しての間接輸出をご希望される場合、海外バイヤーに提示する諸条件等について、事前に商社等と打ち合わせを行った上でご参加ください。なお、日本との取引を仲介するため、海外バイヤー側で指定の商社、代理店、現地レストランのシェフ等が同席することもありますのでご了承ください。
- ⑩ 商社・貿易会社を通じた間接貿易をご希望の方で、これまで特定のルートをお持ちでない事業者様につきましては、[ジェトロ 農林水産物・食品 輸出協力企業リスト](#)をご参照ください。
- ⑪ 本事業は、「[新規輸出1万者支援プログラム](#)」と「[日本の食輸出1万者支援プログラム](#)」との連携事業となっています。お申し込み時に「輸出に対する新たな取り組みであること」が確認できた場合は「新規輸出1万者支援プログラム」に、「農林水産物・食品の輸出拡大に該当すること」が確認できた場合は「日本の食輸出1万者支援プログラム」にそれぞれ登録いたします。

<免責規程>

- ① 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により関連事業を変更・中止せざるを得ない場合は、ジェトロは参加申し込み受領後であっても、当スケジュールを変更・中止することがあります。その際、サンプル輸送代等のキャンセル料その他の経費・損害をジェトロが補填することは致しかねます。
- ② バイヤー向けの試食試飲用サンプルや材料等の衛生管理、品質保持等につきましては 参加事業者様の責任においてご対応ください。
- ③ 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害につき、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
- ④ ジェトロは、商談の成否や商談の成果を保証するものではなく、商談から生じた結果について、参加事業者様に対し一切の責任を負わないものとします。
- ⑤ 提出いただいた情報は、ジェトロ個人情報保護方針に基づき適正に管理し、本事業およびジェトロ・JFOODO関連事業運営のために利用します。

■お問い合わせ先

ジェトロ農林水産食品部 事業推進課（担当：田野実、太田、顧）

E-Mail: afb_meeting@jetro.go.jp

TEL: 03-3582-8356 受付時間：平日9:30～12:00、13:00～17:00（祝祭日除く）